

Q&A

Q 1 公表基準（１）に該当する場合であっても、土壌調査結果の提出時に形質変更時要届出区域指定となると判断できる場合とは、どのような場合か？

A 1 既存の調査結果及び客観的に周辺において地下水の飲用がないと判断できなければならない。

尼崎市は市内全域が市街化されており地下水は飲用に適していないことから、健康福祉局保健部生活衛生課が地下水利用衛生対策要綱を策定し、全市において地下水の飲用禁止を指導している。また、全市域に上水道が整備されていることから、新たに地下水の飲用する者はないと考えられる。よって、当該汚染による影響範囲が、土対法施行（平成15年2月）以降に環境保全課が実施した井戸の利用調査で飲用井戸ないと確認された区域内にある場合は、土壌調査結果の提出時に形質変更時要届出区域指定となると判断される。

臨海部においては地下水への海水影響を大きく、海水は塩分・ナトリウム濃度が高く、飲料することができない。よって、臨海部において、地下水水位の変化が潮位に連動する又は地下水中の塩化物イオン濃度が200mg/Lを上回る場合など海水による影響が大きい地域においては、地下水の飲用はないと判断する。

Q 2 含有量基準超過で飛散防止措置が無いときとは？

A 2 安易に不特定多数の者が立ち入ることができる敷地であって、土対法7条第6項の技術基準に適合する飛散防止措置（舗装・立入禁止措置・盛土）がない又は完了していないとき。

Q 3 調査又は漏洩事故敷地外へ影響を及ぼしていないと確認できるときとは？

A 3 敷地外へ影響を及ぼしていないとは、当該調査又は漏洩事故敷地の地下水下流方向に位置する敷地境界地点又は当該調査又は漏洩事故区域の周辺部において地下水下流方向に位置する地点における地下水水質測定の結果が基準値に適合していること。

記者資料例

平成 年 月 日
尼崎 工業株式会社

土壌調査結果に関するお知らせ

尼崎 工業株式会社（代表取締役社長：尼崎 太郎）は、東七松事業所（尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号）において、土壌汚染対策法第 条に基づく土壌調査を実施したところ、土壌より土壌汚染対策法の基準を超過する特定有害物質が検出されましたので、お知らせいたします。

今後、土壌汚染対策法に従い、適正な処置等を実施してまいります。

1 調査対象地

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番地

2 調査結果

(1) 調査対象物質

ア 揮発性有機塩素化合物類等

四塩化炭素、1, 2 - ジクロロメタン、1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、1, 3 - ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1 - トリクロロエタン、1, 1, 2 - トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン
11 種類

イ 重金属類等

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
9 種類

ウ 農薬類等

ポリ塩化ビフェニル（PCB） 1 種類

(2) 調査結果

1) 土壌調査結果

基準を超過した有害物質の種類		超過区画数	基準値	最大濃度	最大超過倍率	備考
溶出量	1,1-ジクロロエチレン	/	0.02mg/L	mg/L	倍	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	/	0.04mg/L	mg/L	倍	
	1,1,1-トリクロロエチレン	/	0.03mg/L	mg/L	倍	
	テトラクロロエチレン	/	0.01mg/L	mg/L	倍	
	トリクロロエチレン	/	0.01mg/L	mg/L	倍	
	ふっ素及びその化合物	/	0.8mg/L	mg/L	倍	^
含有量	鉛及びその化合物	/	150mg/kg	mg/kg	倍	^

2) 地下水調査結果

事業場南敷地境界において、地下水調査を実施したところ、ふっ素及びその化合物が mg/L 検出され、基準値を 倍超過した。

3) 汚染原因

- ・テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレンについては、1965年から1968年にかけて金属部品の脱脂洗浄用として使用していました。
- ・鉛、ふっ素については、工場建設時に客土した土壤に含まれていたものと思われます。

3 今後の対応

4 問い合わせ先

尼崎 工業株式会社 管理部 環境室 (担当: 難波、富松)

電話: 06 - 64xx - xxxxx

(添付図面: 調査対象地位置図等)